

## 医療総合保険

改定前	改定後												
<p style="text-align: center;">特定部位補償対象外特約</p> <p>第1条（用語の定義） この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。</p> <table border="1" data-bbox="125 580 1093 730"> <thead> <tr> <th>用語</th> <th>定義</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用開始日</td> <td>保険証券記載のこの特約の適用開始日をいいます。</td> </tr> <tr> <td>補償対象外期間</td> <td>保険証券記載の補償対象外期間をいいます。</td> </tr> </tbody> </table> <p>第2条（特定部位等の補償対象外） 当社は、適用開始日から起算した補償対象外期間中に、被保険者が別表1に掲げる身体部位または特定疾病（注）のうち当社が指定した部位に生じた疾病または特定疾病（注）の治療を目的として入院、通院、手術または先進医療を受けたことにより、保険金支払事由に該当した場合は、保険金を支払いません。ただし、別表2に掲げる感染症による場合は保険金を支払います。また、被保険者が補償対象外期間の満了日を含んで継続して入院した場合は、その入院については、その満了日の翌日を入院の開始日とみなして保険金を支払います。</p> <p>（注）医学上重要な関係がある疾病を含みます。</p> <p>第3条（準用規定） この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、</p>	用語	定義	適用開始日	保険証券記載のこの特約の適用開始日をいいます。	補償対象外期間	保険証券記載の補償対象外期間をいいます。	<p style="text-align: center;">特定部位補償対象外特約</p> <p>第1条（用語の定義） この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。</p> <table border="1" data-bbox="1160 580 2128 730"> <thead> <tr> <th>用語</th> <th>定義</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用開始日</td> <td>保険証券記載のこの特約の適用開始日をいいます。</td> </tr> <tr> <td>補償対象外期間</td> <td>保険証券記載の補償対象外期間をいいます。</td> </tr> </tbody> </table> <p>第2条（特定部位等の補償対象外） 当社は、適用開始日から起算した補償対象外期間中に、被保険者が別表1に掲げる身体部位または特定疾病（注）のうち当社が指定した部位に生じた疾病または特定疾病（注）の治療を目的として入院、通院、手術または先進医療を受けたことにより、保険金支払事由に該当した場合は、保険金を支払いません。ただし、別表2に掲げる感染症による場合は保険金を支払います。また、被保険者が補償対象外期間の満了日を含んで継続して入院した場合は、その入院については、その満了日の翌日を入院の開始日とみなして保険金を支払います。</p> <p>（注）医学上重要な関係がある疾病を含みます。</p> <p>第3条（準用規定） この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、</p>	用語	定義	適用開始日	保険証券記載のこの特約の適用開始日をいいます。	補償対象外期間	保険証券記載の補償対象外期間をいいます。
用語	定義												
適用開始日	保険証券記載のこの特約の適用開始日をいいます。												
補償対象外期間	保険証券記載の補償対象外期間をいいます。												
用語	定義												
適用開始日	保険証券記載のこの特約の適用開始日をいいます。												
補償対象外期間	保険証券記載の補償対象外期間をいいます。												

改定前		改定後	
普通保険約款およびこの保険契約に適用される他の特約の規定を準用します。		普通保険約款およびこの保険契約に適用される他の特約の規定を準用します。	
別表1 補償対象外とする部位および特定疾病		別表1 補償対象外とする部位および特定疾病	
	身体部位および特定疾病の名称		身体部位および特定疾病の名称
1	眼球および眼球附属器	1	眼球および眼球附属器
2	耳（内耳、中耳、外耳、聴神経を含みます。）および乳様突起	2	耳（内耳、中耳、外耳、聴神経を含みます。）および乳様突起
3	鼻（副鼻腔を含みます。）	3	鼻（副鼻腔を含みます。）
4	咽頭 <small>いんこう</small> および喉頭 <small>こう</small>	4	咽頭 <small>いんこう</small> および喉頭 <small>こう</small>
5	口腔、歯、歯肉、舌、顎下腺、耳下腺および舌下腺	5	口腔、歯、歯肉、舌、顎下腺、耳下腺および舌下腺
6	甲状腺	6	甲状腺
7	食道	7	食道
8	胃、十二指腸および空腸	8	胃、十二指腸および空腸
9	小腸および大腸	9	小腸および大腸
10	盲腸（虫様突起を含みます。）	10	盲腸（虫様突起を含みます。）
11	直腸および肛門	11	直腸および肛門
12	肝臓、胆嚢 <small>のう</small> および胆管	12	肝臓、胆嚢 <small>のう</small> および胆管
13	膵臓 <small>すい</small>	13	膵臓 <small>すい</small>
14	肺臓、胸膜、気管、気管支および胸郭	14	肺臓、胸膜、気管、気管支および胸郭
15	腎臓および尿管	15	腎臓および尿管
16	膀胱 <small>ぼうこう</small> および尿道	16	膀胱 <small>ぼうこう</small> および尿道
17	前立腺 <small>こう</small> 、辜丸 <small>こう</small> 、副辜丸 <small>こう</small> 、精管 <small>こう</small> 、精索 <small>のう</small> および精囊 <small>のう</small>	17	前立腺 <small>こう</small> 、辜丸 <small>こう</small> 、副辜丸 <small>こう</small> 、精管 <small>こう</small> 、精索 <small>のう</small> および精囊 <small>のう</small>
18	子宮、卵巣および子宮附属器（異常分娩、異常妊娠が生じた場合を含みます。）	18	子宮、卵巣および子宮附属器（異常分娩、異常妊娠が生じた場合を含みます。）
19	乳房（乳腺を含みます。）	19	乳房（乳腺を含みます。）
20	鼠蹊 <small>そけい</small> （鼠蹊ヘルニア、陰嚢 <small>のう</small> ヘルニアまたは大腿ヘルニアが生じた場合に限ります。）	20	鼠蹊 <small>そけい</small> （鼠蹊ヘルニア、陰嚢 <small>のう</small> ヘルニアまたは大腿ヘルニアが生じた場合に限ります。）

改定前		改定後									
21	頸椎部（その神経を含みます。）	21	頸椎部（その神経を含みます。）								
22	胸椎部（その神経を含みます。）	22	胸椎部（その神経を含みます。）								
23	腰椎部（その神経を含みます。）	23	腰椎部（その神経を含みます。）								
24	仙骨部および尾骨部（その神経を含みます。）	24	仙骨部および尾骨部（その神経を含みます。）								
25	左肩関節部	25	左肩関節部								
26	右肩関節部	26	右肩関節部								
27	左鎖骨	27	左鎖骨								
28	右鎖骨	28	右鎖骨								
29	左股関節部	29	左股関節部								
30	右股関節部	30	右股関節部								
31	左上肢（左肩関節部を除きます。）	31	左上肢（左肩関節部を除きます。）								
32	右上肢（右肩関節部を除きます。）	32	右上肢（右肩関節部を除きます。）								
33	左下肢（左股関節部を除きます。）	33	左下肢（左股関節部を除きます。）								
34	右下肢（右股関節部を除きます。）	34	右下肢（右股関節部を除きます。）								
35	子宮体部（帝王切開を受けた場合に限ります。）	35	子宮体部（帝王切開を受けた場合に限ります。）								
36	脊椎（その神経を含みます。）	36	脊椎（その神経を含みます。）								
37	皮膚（頭皮を含みます。）	37	皮膚（頭皮を含みます。）								
38	異常妊娠、異常分娩（帝王切開を含みます。）	38	異常妊娠、異常分娩（帝王切開を含みます。）								
<p>別表2 補償対象となる感染症</p> <p>補償対象となる感染症とは、平成6年10月12日総務省告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10（2003年度版）準拠」によるものとします。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分類項目</th> <th>基本分類コード</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>コレラ</td> <td>A00</td> </tr> </tbody> </table>		分類項目	基本分類コード	コレラ	A00	<p>別表2 補償対象となる感染症</p> <p>補償対象となる感染症とは、平成6年10月12日総務省告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10（2003年度版）準拠」によるものとします。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分類項目</th> <th>基本分類コード</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>コレラ</td> <td>A00</td> </tr> </tbody> </table>		分類項目	基本分類コード	コレラ	A00
分類項目	基本分類コード										
コレラ	A00										
分類項目	基本分類コード										
コレラ	A00										

改定前		改定後	
腸チフス	A01.0	腸チフス	A01.0
パラチフスA	A01.1	パラチフスA	A01.1
細菌性赤痢	A03	細菌性赤痢	A03
腸管出血性大腸菌感染症	A04.3	腸管出血性大腸菌感染症	A04.3
ペスト	A20	ペスト	A20
ジフテリア	A36	ジフテリア	A36
急性灰白髄炎<ポリオ>	A80	急性灰白髄炎<ポリオ>	A80
ラッサ熱	A96.2	ラッサ熱	A96.2
クリミア・コンゴ<Crimian-Congo>出血熱	A98.0	クリミア・コンゴ<Crimian-Congo>出血熱	A98.0
マールブルグ<Marburg>ウイルス病	A98.3	マールブルグ<Marburg>ウイルス病	A98.3
エボラ<Ebola>ウイルス病	A98.4	エボラ<Ebola>ウイルス病	A98.4
痘瘡	B03	痘瘡	B03
重症急性呼吸器症候群[SARS]	U04	重症急性呼吸器症候群[SARS]	U04
(ただし、病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限ります。)		(ただし、病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限ります。)	
		<p><u>注 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条（定義等）第7項第3号に規定する新型コロナウイルス感染症（注）または同条第8項の規定に基づき政令で定める指定感染症である新型コロナウイルス感染症（注）は、「補償対象となる感染症」に含めます。</u></p> <p><u>（注）病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限ります。）であるものに限ります。</u></p>	

医療保険

改定前	改定後												
<p style="text-align: center;">特定部位補償対象外特約</p> <p>第1条（用語の定義）</p> <p>この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。</p> <table border="1" data-bbox="125 533 1095 683"> <thead> <tr> <th>用語</th> <th>定義</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用開始日</td> <td>保険証券記載のこの特約の適用開始日をいいます。</td> </tr> <tr> <td>補償対象外期間</td> <td>保険証券記載の補償対象外期間をいいます。</td> </tr> </tbody> </table> <p>第2条（特定部位等の補償対象外）</p> <p>当社は、適用開始日から起算した補償対象外期間中に、被保険者が別表1に掲げる身体部位または特定疾病（注）のうち当社が指定した部位に生じた疾病または特定疾病（注）の治療を目的として入院、手術または先進医療を受けたことにより、保険金支払事由に該当した場合は、保険金を支払いません。ただし、別表2に掲げる感染症による場合は保険金を支払います。また、被保険者が補償対象外期間の満了日を含んで継続して入院した場合は、その入院については、その満了日の翌日を入院の開始日とみなして保険金を支払います。</p> <p>（注）医学上重要な関係がある疾病を含みます。</p> <p>第3条（準用規定）</p> <p>この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこの保険契約に適用される他の特約の規定を準用します。</p> <p>別表1 補償対象外とする部位および特定疾病</p>	用語	定義	適用開始日	保険証券記載のこの特約の適用開始日をいいます。	補償対象外期間	保険証券記載の補償対象外期間をいいます。	<p style="text-align: center;">特定部位補償対象外特約</p> <p>第1条（用語の定義）</p> <p>この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。</p> <table border="1" data-bbox="1160 533 2130 683"> <thead> <tr> <th>用語</th> <th>定義</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用開始日</td> <td>保険証券記載のこの特約の適用開始日をいいます。</td> </tr> <tr> <td>補償対象外期間</td> <td>保険証券記載の補償対象外期間をいいます。</td> </tr> </tbody> </table> <p>第2条（特定部位等の補償対象外）</p> <p>当社は、適用開始日から起算した補償対象外期間中に、被保険者が別表1に掲げる身体部位または特定疾病（注）のうち当社が指定した部位に生じた疾病または特定疾病（注）の治療を目的として入院、手術または先進医療を受けたことにより、保険金支払事由に該当した場合は、保険金を支払いません。ただし、別表2に掲げる感染症による場合は保険金を支払います。また、被保険者が補償対象外期間の満了日を含んで継続して入院した場合は、その入院については、その満了日の翌日を入院の開始日とみなして保険金を支払います。</p> <p>（注）医学上重要な関係がある疾病を含みます。</p> <p>第3条（準用規定）</p> <p>この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこの保険契約に適用される他の特約の規定を準用します。</p> <p>別表1 補償対象外とする部位および特定疾病</p>	用語	定義	適用開始日	保険証券記載のこの特約の適用開始日をいいます。	補償対象外期間	保険証券記載の補償対象外期間をいいます。
用語	定義												
適用開始日	保険証券記載のこの特約の適用開始日をいいます。												
補償対象外期間	保険証券記載の補償対象外期間をいいます。												
用語	定義												
適用開始日	保険証券記載のこの特約の適用開始日をいいます。												
補償対象外期間	保険証券記載の補償対象外期間をいいます。												

改定前		改定後	
	身体部位および特定疾病の名称		身体部位および特定疾病の名称
1	眼球および眼球附属器	1	眼球および眼球附属器
2	耳（内耳、中耳、外耳、聴神経を含みます。）および乳様突起	2	耳（内耳、中耳、外耳、聴神経を含みます。）および乳様突起
3	鼻（副鼻腔を含みます。）	3	鼻（副鼻腔を含みます。）
4	咽喉 <small>いんこう</small> および喉頭 <small>こう</small>	4	咽喉 <small>いんこう</small> および喉頭 <small>こう</small>
5	口腔、歯、歯肉、舌、顎下腺、耳下腺および舌下腺	5	口腔、歯、歯肉、舌、顎下腺、耳下腺および舌下腺
6	甲状腺	6	甲状腺
7	食道	7	食道
8	胃、十二指腸および空腸	8	胃、十二指腸および空腸
9	小腸および大腸	9	小腸および大腸
10	盲腸（虫様突起を含みます。）	10	盲腸（虫様突起を含みます。）
11	直腸および肛門	11	直腸および肛門
12	肝臓、胆嚢 <small>のう</small> および胆管	12	肝臓、胆嚢 <small>のう</small> および胆管
13	膵臓 <small>すい</small>	13	膵臓 <small>すい</small>
14	肺臓、胸膜、気管、気管支および胸郭	14	肺臓、胸膜、気管、気管支および胸郭
15	腎臓および尿管	15	腎臓および尿管
16	膀胱 <small>ぼうこう</small> および尿道	16	膀胱 <small>ぼうこう</small> および尿道
17	前立腺 <small>こう</small> 、辜丸 <small>こう</small> 、副辜丸 <small>こう</small> 、精管、精索および精嚢 <small>のう</small>	17	前立腺 <small>こう</small> 、辜丸 <small>こう</small> 、副辜丸 <small>こう</small> 、精管、精索および精嚢 <small>のう</small>
18	子宮、卵巣および子宮附属器（異常分娩、異常妊娠が生じた場合を含みます。）	18	子宮、卵巣および子宮附属器（異常分娩、異常妊娠が生じた場合を含みます。）
19	乳房（乳腺を含みます。）	19	乳房（乳腺を含みます。）
20	鼠蹊 <small>そけい</small> （鼠蹊ヘルニア、陰嚢 <small>のう</small> ヘルニアまたは大腿ヘルニアが生じた場合に限ります。）	20	鼠蹊 <small>そけい</small> （鼠蹊ヘルニア、陰嚢 <small>のう</small> ヘルニアまたは大腿ヘルニアが生じた場合に限ります。）
21	頸椎部 <small>けい</small> （その神経を含みます。）	21	頸椎部 <small>けい</small> （その神経を含みます。）
22	胸椎部（その神経を含みます。）	22	胸椎部（その神経を含みます。）
23	腰椎部（その神経を含みます。）	23	腰椎部（その神経を含みます。）

改定前		改定後	
24	仙骨部および尾骨部（その神経を含みます。）	24	仙骨部および尾骨部（その神経を含みます。）
25	左肩関節部	25	左肩関節部
26	右肩関節部	26	右肩関節部
27	左鎖骨	27	左鎖骨
28	右鎖骨	28	右鎖骨
29	左股関節部	29	左股関節部
30	右股関節部	30	右股関節部
31	左上肢（左肩関節部を除きます。）	31	左上肢（左肩関節部を除きます。）
32	右上肢（右肩関節部を除きます。）	32	右上肢（右肩関節部を除きます。）
33	左下肢（左股関節部を除きます。）	33	左下肢（左股関節部を除きます。）
34	右下肢（右股関節部を除きます。）	34	右下肢（右股関節部を除きます。）
35	子宮体部（帝王切開を受けた場合に限ります。）	35	子宮体部（帝王切開を受けた場合に限ります。）
36	脊 <sup>せき</sup> 椎（その神経を含みます。）	36	脊 <sup>せき</sup> 椎（その神経を含みます。）
37	皮膚（頭皮を含みます。）	37	皮膚（頭皮を含みます。）
38	異常妊娠、異常分娩（帝王切開を含みます。）	38	異常妊娠、異常分娩（帝王切開を含みます。）

別表2 補償対象となる感染症

補償対象となる感染症とは、平成6年10月12日総務省告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10（2003年度版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
コレラ	A00
腸チフス	A01.0
パラチフスA	A01.1
細菌性赤痢	A03

別表2 補償対象となる感染症

補償対象となる感染症とは、平成6年10月12日総務省告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10（2003年度版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
コレラ	A00
腸チフス	A01.0
パラチフスA	A01.1
細菌性赤痢	A03

改定前		改定後	
腸管出血性大腸菌感染症	A04.3	腸管出血性大腸菌感染症	A04.3
ペスト	A20	ペスト	A20
ジフテリア	A36	ジフテリア	A36
急性灰白髄炎<ポリオ>	A80	急性灰白髄炎<ポリオ>	A80
ラッサ熱	A96.2	ラッサ熱	A96.2
クリミア・コンゴ<Crimian-Congo>出血熱	A98.0	クリミア・コンゴ<Crimian-Congo>出血熱	A98.0
マールブルグ<Marburg>ウイルス病	A98.3	マールブルグ<Marburg>ウイルス病	A98.3
エボラ<Ebola>ウイルス病	A98.4	エボラ<Ebola>ウイルス病	A98.4
痘瘡	B03	痘瘡	B03
重症急性呼吸器症候群[SARS]	U04	重症急性呼吸器症候群[SARS]	U04
(ただし、病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限ります。)		(ただし、病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限ります。)	
		<p><u>注 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条(定義等)第7項第3号に規定する新型コロナウイルス感染症(注)または同条第8項の規定に基づき政令で定める指定感染症である新型コロナウイルス感染症(注)は、「補償対象となる感染症」に含めます。</u></p> <p><u>(注) 病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限ります。)であるものに限ります。</u></p>	